

5

新しい案内標識の設置と維持管理

(1) 新しい案内標識の設置

新しい案内標識は、前章(1)既存の案内標識等の集約方針、(3)新しい案内標識の配置方針に則り、既存の案内標識等の集約と、来訪者の効率的・効果的な誘導の両方の観点から、設置場所と内容を検討し、設置していきます。また、設置場所を決める際には、既存の各案内標識等の劣化の度合いなども考慮します。

(2) 新しい案内標識の維持管理・更新

案内標識の誘導・情報提供機能を十分確保するために、新しい案内標識については、掲載情報の更新や、汚損・劣化への対応など、適正な管理を行います。

掲載情報について、新案内標識の設置後に変更が生じた場合には、原則として随時、情報を更新していきます。また、掲載情報に変動がない場合でも、表面のフィルムの耐用年数に基づき、数年ごとに定期的な更新を行うこととし、更新の際に、掲載情報の妥当性や正誤について、改めて確認します。

表面及び本体の破損やひどい汚れなどについては、適宜、補修や清掃などの対応をとります。また、案内標識自体の更新は、耐用年数に基づき、計画的に実施します。

適正な管理のために、各案内標識には管理番号を付すと共に、管理番号、設置年月日、掲載内容、更新記録などを記した台帳を整備します。